

第八回 参議院文部委員会會議録第四号

昭和二十五年七月二十五日(火曜日)午
前十一時二十六分開会

委員の異動

本日委員加納金助君辞任につき、その
補欠として長島銀藏君を議長において
指名した。

本日の会議に付した事件

○昭和二十五年における教育委員会
の委員の定例選挙の期日の特例等に
関する法律案(内閣提出)

○委員(堀越健郎君) それではこれ
より委員会を開会いたします。

議題になつております昭和二十五
年における教育委員会の委員の定例選
挙の期日の特例等に関する法律案の質
疑を続行いたします。

この際皆様にお語りいたしますが、
この法案は本筋から申しますと
地方行政委員会にかかるべき性質のも
のであり、内容から申して文部に関係
が深いものでありますので、いろいろ
の諸種の状況の下に本委員会で審議
を進めておりますが、地方行政委員
会の方から最近に至りまして合同審査
のお申込みもあつたのであります。が、
何分会期も少いことであり、その点
で、その点話し合ひいたしましたこと
ろ、先方の方から代表者を送つて質問
及び意見を述べたいということでお見
えになつておりますが、地方行政委
員会からお見えになつております方
に発言を許してよろしくございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

第七部 文部委員会會議録第四号

○委員(堀越健郎君) それでは本委
員会同様に、各委員と同じように発言
を許すことにいたします。質疑のある
方は発言を許可します。

○岩間正男君 この法案がこの問題
になつたのであります。事務当局の
方しかお見えになつていなかつたの
で、今日は当の責任者の官房長官の出
席を特に私の方から要求いたしましたの
であります。で、お伺いしたい点は以下
三、四点なのであります。先ず第一

にこの法案という運送して、今後
今問題になつておりますところの地方
公務員法並びに教育公務員特例法、或
いは又教員の政治活動に関する単独法
案、こういうようなもの新らしい立
法説、こういうものが巷間に伝えられ
ておるのであります。こういうもの
との連関におきましてこの問題を明ら
かにして置くことが非常に重要になつ
て来る問題だと思つて、そこで先ず
第一に官房長官にお伺いしたいこと
は、第八国会はこれは間もなく終了す
ると思つてあります。第九国会は
いつから始まるか、伝え聞くところ
より、政府並びに興党の連絡会
では九月に第九国会を召集する、こ
ういうようなところの意見がほぼ一致
したというところが新聞に伝えられ
ておるのであります。この点につ
いて官房長官の御意見を伺つて置きたい
と思つております。

○政府委員(岡崎勝男君) この次に国
会をいつ開くかということについては
自由党、つまり興党側の方からいろいろ

注文があることは事実でありま
す。併しながらこれについてはいろいろ
の研究する事項がありまして、ただ今
お話のように九月に開くとが開かない
とかいふことについては全然決定を
いたしておりません。ただ一般的に申し
ますと通常国会の前にもう一度臨時国
会を開く必要があるであろうという程
度の見通しは持つておるのでありま
す。

○岩間正男君 只今お話の興党側の希
望という点であります。これはいろいろ
の補正予算の問題なんかと絡まつた
問題であります。そのようないろいろ
な希望の内容についてお聴かせ頂け
れば非常に仕合せだと思つております。

○政府委員(岡崎勝男君) 具体的に申
しますと、はつきりしてありますのは
電力再編成の法案を取上げなければな
らんで、こういう点が一番主要
のよう聞いております。併しながら
期日も決定してありません。併しな
らば、まだ具体的に何と何とを
やるというものは一向はつきり
しては申上げられないのでありま
す。

○岩間正男君 現在の段階ではそうい
うことだといふに了承して置きた
いと思つて、併しこれは九月に或
いは開かれるかといふようなことに対
しては、はつきり意志表示をされな
い、或いはそういうことも起り得る可
能性があるといふふうに考えられるわ
けです。

次にお伺いしたいのは、先程問題に
しました地方公務員法、或いは教育公
務員の特例法並びに巷間問題になつて
おりますところの教員の政治活動に対
して何らかの制限を加えるというよう
な新立法、これは巷間に伝わつてお
る程度のものであります。こういうも
のは果して政府側において考慮され
るか、或いは又今言つたよう
な法案を今国会並びに米国会に提出す
る一休準備があるのか、こういうこと
はどうなつておりますか。この点をお
伺いしたいと思います。

○政府委員(岡崎勝男君) 御承知のよ
うに教育関係を含めまして地方公務
員は現在のところは法律的には何らそ
の活動に制限を受けておりません。併
しながら地方公務員と雖も公正なる立
場仕事をすべきことは国家公務員と
何ら変らないと考えております。こ
ろが先般の参議院議員の選挙に際しま
して、教育関係者の政治活動が特に目
立つて行われたというような報道がし
ばしば伝えられておりましたので、政
府としてはその実情を調査中であるこ
とは事実であります。併しながら一体
こういうものに対して法律若しくはそ
の他の方法で何らかの制限を加えるか
どうかという面につきましては、未だ
何らの決定に到達しておりません。

○岩間正男君 もつと細かにお伺いし
ますが、第八国会に今申しました地方
公務員法並びに教育公務員特例法の政
正のようなものが提案される意図は現
在のところ政府にはございませぬか。

○政府委員(岡崎勝男君) もう会期も
余りないことであるから、本国
会においてさうな提案がなされるよ
うには私は予想しておりません。

○岩間正男君 現在のこの予定はそう
いふふうに向つておるのであります
が、今までもさういふ例がありま
して、会期間にさういふものが突如
として提出される、さうして或いは継続
審査というふうな形で行くというよう
な方法もあつたのであります。この
点については、これはさういふよう
な事態に立至らないことを我々は審議を
公平にする点から考えて要望したい
と思つてあります。

その次に地方公務員法であります
が、これは大体政府の意図としては来
国会あたりに提出される意図を持つて
おられるかどうか、その点を伺つて置
きたい。

○政府委員(岡崎勝男君) 地方公務員
法はいずれにしても制定しなければな
らんと考えておられますけれども、こ
れについては尙研究を要する点が多々
あると思われれるのであります。こ
ういふ点を政府としては只今研究中
でありまして、この次の国会に提出し得
るやどうやらこれは今のところ明言でき
ないところでありまして、

○委員外議員(相馬助治君) ちよつと
関連して伺いたいのですが……

○岩間正男君 今の方が都合がいいの
ですか。

○委員外議員(相馬助治君) 工合がい
いのです。私地方行政委員会の相馬で

昭和二十五年七月二十五日

す。只今官房長官が、教員の政治活動が参議院の選挙において非常に活発であつたというので、政府としては調査しておるといふことは事実である、

○岩間正男 只今岩間委員の質問に対して答えておられますが、如何なる機関を以てこれは研究しておるか。推察するところによると、いわゆる国家警察で調べられる方法もあるでしょう。それから文部省にやらせるといふ途もあるでしょう。

○岩間正男 教育委員会にやらせるといふ途もあるでしょう。要するに如何なる機関を以てこれを調査しておるか。このことを先ず官房長官にお尋ねします。

○政府委員(岡崎勝男) これは文部省に依頼しております。

○委員外議員(相馬助治) それは文部省に依頼して調査しておるといふのは、前提として教員の政治活動は結果的に好ましくないといふ一つの前提に立つての依頼事項でございますか。それと同時にそれは何か法的な一つの準拠すべき根拠があつての調査の依頼でしょうか。その二点をお尋ねします。

○政府委員(岡崎勝男) 教員の政治活動が好ましいとか好ましくないとかいうことは別にしまして、今度の選挙を通じて、各方面から教員の政治活動を非常に猛烈であつたといふことを聞かされております。従つてどういふ実情であるか、それを先ず調査するにあらずんば、他の点について考えを決めるわけにいきませんからして、実情を調べて貰いたい、こういう程度であります。

○委員外議員(相馬助治) そういう調査を依頼、依頼であるか、命令であるか知りませんが、文部大臣はいつ受

けられましたか、日にちをこの際文部大臣にお尋ねします。

○岩間正男(天野真話) 政府委員にお答えいただきます。

○政府委員(岡崎勝男) 正確な目取は忘れませんが、選挙が済んで暫く間があつてからだと思います。

○委員外議員(相馬助治) 文部省が調べる途はいろいろあると思ひますが、文部省の出先機関でそれを調査、担当するに好適であると思はれる機関は我々には推測できません。従つてこれは文部省といたしまして、教育委員会の事務局に命じての調査と推察されるが、さう了承してよろしいですか。それとも別な機関でございますか。文部大臣にお尋ねいたします。政府委員でも結構です。

○政府委員(岡崎勝男) 教育委員会は教員の状況につきまして調査することができまして、又文部省は、文部大臣はそういうことを教育委員会に依頼することはできると、そういう意味で依頼したのであります。

○委員外議員(相馬助治) 分りました。その答弁で分りました。それについていろいろ意見等もあつたが、今質問だけに止めて置きます。

○委員外議員(小笠原三男) 関連して、私は地方行政委員の小笠原であります。一般的な質問をしたいのでありますが、それは保留しまして、今の問題に関連して、非常に重要ですから、お伺いして置きたいと思ひますが、官房長官は只今各方面から教員の政治活動について論議があつたので政府は調査をしておるといふのが事実である、その後の質問に答えて調査しなければ考えを決めることができないから調査をさ

せておるのだと、こういうことを明言せられておるのであります。で、一般に選挙活動に対して検査当局以外の政府が調査する場合には、各地方団体の選挙管理委員会なり、地方課の選挙事務を担当しておる者に対して、統計的な資料調査はこれがあり得る筈でありましようが、或る意図を以てこれを一部の社会層に限定してのみ調査をするというには思はれる。例えば、地方の公務員が選挙活動が旺盛であつた、じやあ盛であつた、じやあ調べる。料理屋飲食店の女共が選挙活動が非常に猛烈であつた、じやあ調べる。こういうことは明らかに教員の場合の今回の調査は意図するところが違ふと思ひます。で、何の考えを決めるがためにこういう調査をしようとしたのか、その内容をお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男) これは先程の参議院の本会議における文部大臣の御答弁によつても明らかな通り、公務員として又教育者としての教育公務員は、公正なる立場にあるのが至当でありましますから、或る種の制限を受けるのは止むを得ないという趣旨が文部大臣の御答弁でありました。政府としてはその通り考えております。従つてその意味で調査を開始しておるのであります。

○委員外議員(小笠原三男) これは非常に話が違ふと思ひますが、過般も参議院の本会議における文部大臣の答弁は、憲法上何ら矛盾しないといふことを言つただけで、その制限するとか、制限しないとか、片方に偏つた言明しやなかつた。ただ単なる理論的

な説明を與えただけで、文部大臣の意向というものは何ら表明されておらない。それを官房長官が制限をするといふ方の話にウエイトを置いて、こういうことを話されることは非常におかしいと思ひます。私は教員の政治活動について調査をしたその責任は、主管大臣である文部大臣であるといふことがはつきりしたのですから、文部大臣にお伺ひしますが、その文部大臣は、只今私が官房長官にお尋ねしたように、どういふ意図を以てこの調査をなされたか。文部大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○岩間正男(天野真話) 私はこの教育者というものが、やはり社会的に重要な位置を占めておるものでありますから、そして教育者は教育者という社会的な一つの身分と言ひますか、在り方を持つておられますから、それに対して一定の制約が伴つて来るということ、これは当然認めなければならぬといふことを申し上げたのです。この前

の参議院の本会議で……、そういう考えを自分は抱いておられます。ところで今の調査といふことになりましますといふと、世間にさまざまの取沙汰があるといふこと、それからそれなら一体教育者はどういふことをなさつておられるか、その実態を掴んでおるといふことは文部省が当然すべきじゃないかと私は思ふのであります。

○岩間正男 教員の政治活動の制限の問題、これは私は継続してやる筈であつたのであります。今御答弁があつたわけでありまして、これは制限と言つても教職上における、これは或る種の制限はあると思ひます。併しながら職務を行わない、家へ帰つてからのそ

うような活動に対してのいろいろな制限、そういう点ははつきり分けられるべきものだといふように考えます。文相が曾て答弁された憲法に違反しないといふような精神も正にそこから来ておるのだと思ひますが、一体官房長官はどういふような趣旨において教員の政治活動を一体調査する必要が生じて来たか。たゞ、教員の代表者が外の候補者に比べて二、三多く出た、こういうような実態のために、そうしてそのためにいろいろ地方でそれと対立した候補者あたりから問題が起つた。そういうことのために、時たまたまそういうような基礎を有するところの政府の立場からそういうものを調査する、併しこれはどのような一つの興えられた当然なる政治活動の行使に対して制限になるか、こういう実態についてははつきり掴んでおられるかどうか、こういうことでもあります。

これはさつきの小笠原君の質問に関連して非常に大きな問題と思ひますが、この点官房長官の意見と文相の意見を質したい。

○政府委員(岡崎勝男) 今文部大臣が言われた通り、その実態を調査して見なければ、非難が当つていられるかどうかといふことは分りません。従つてその実態の調査を依頼しつゝあるわけでありま

○岩間正男 そうですね、すでに選挙が終つてこれは何日、今日で五十日になりますか、五十日も経過しているのでありますから、敏速な政府の機関のことでありますから、多分結論が出られたと思ひますが、どういふ結論になつたか、それを伺ひたい。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。率直に申し上げます。私の方では地方教育委員会に対しては状況を報告を求めました。報告はまだ全部出揃っておりません。

○委員外議員(小笠原三男君) 依頼をしたのですか。報告を求めたのですか。

○政府委員(關口隆克君) 依頼したのです。依頼いたしました。そうしますと、報告の出たものもございまして、又調査中というところで報告のないものもございまして。

○岩間正男君 いままでこれをとりまわすつもりですか。五十日過ぎておられるので、文部行政の怠慢とも考えられる。五十日過ぎて結論が出ない。今来てという話ですが、来てはいる場合ではどうですか。来てはいる内容でも分れば、或る程度の間報告でも結構です。から、こういうものはどういふように文部省として結論をつけておられるか伺いたい。

○政府委員(關口隆克君) 報告の内容は一応私も目を通して見ましたが、まぢまぢでありまして、一概に申し上げるということにはならない。又材料も十分整つておりませんので、ここではつきりつきり／＼と申し上げる準備はまだ私にはできておりません。率直に申し上げます。

○岩間正男君 官房長官にもう一点伺つて置きたいのでありますが、教員の政治活動の問題が出たわけでありまして、それと並行してあらゆる問題がいろいろ起つてはいるわけですね。大きな選挙違反の問題とか、それからいろいろの問題が起つてはいるわけでありまして、

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。それは全般的な調査をされておりますか、お伺いいたします。

○政府委員(岡崎勝男君) 今の点ははつきりいたしませんから、もう少し詳しくおつしやつて下さい。

○岩間正男君 教員の政治活動だけじゃなく、選挙後において随分選挙違反の問題とか起つてはいるわけでありまして、我々も随分耳にするわけでありまして、こういう問題についてさつきは官房長官のお話では、たまたま／＼教員のそういう問題が耳に入つたから、それについて調査したというふうな話でありまして、全般的にそういうふうな問題について広汎な調査をされておられ、それが進行中であるかどうか、その点伺いたいのであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 選挙違反の問題は、これは政府が直接関係いたしませんで、検察庁なり国警なり、或いは地方自治体警察なり、その方面に委してあります。

○岩間正男君 伺一つここで考えて置いて頂きたいのは、教育委員会という機関、これを使つたというのであります。教育委員会がそういうふうな調査をする機関であるかどうかという問題は、これは根本的に一つ検討して見なければならぬ問題だと思ふ。教育委員会の精神からいって、そのような検察的な一休役目に任ずるところの機関であるかどうかという問題は、本委員会としては徹底的に検討して見なければならぬ。このことについては文部省の責任問題として我々は残して置きたいと思ふ。それからそういうふうな機関で一方的に調査するといふような態勢を取つて、そういうふうな結果をまとめられることについて、

○政府委員(岡崎勝男君) 選挙違反の問題は、これは政府が直接関係いたしませんで、検察庁なり国警なり、或いは地方自治体警察なり、その方面に委してあります。

○岩間正男君 伺一つここで考えて置いて頂きたいのは、教育委員会という機関、これを使つたというのであります。教育委員会がそういうふうな調査をする機関であるかどうかという問題は、これは根本的に一つ検討して見なければならぬ問題だと思ふ。教育委員会の精神からいって、そのような検察的な一休役目に任ずるところの機関であるかどうかという問題は、本委員会としては徹底的に検討して見なければならぬ。このことについては文部省の責任問題として我々は残して置きたいと思ふ。それからそういうふうな機関で一方的に調査するといふような態勢を取つて、そういうふうな結果をまとめられることについて、

○政府委員(岡崎勝男君) 選挙違反の問題は、これは政府が直接関係いたしませんで、検察庁なり国警なり、或いは地方自治体警察なり、その方面に委してあります。

○岩間正男君 伺一つここで考えて置いて頂きたいのは、教育委員会という機関、これを使つたというのであります。教育委員会がそういうふうな調査をする機関であるかどうかという問題は、これは根本的に一つ検討して見なければならぬ問題だと思ふ。教育委員会の精神からいって、そのような検察的な一休役目に任ずるところの機関であるかどうかという問題は、本委員会としては徹底的に検討して見なければならぬ。このことについては文部省の責任問題として我々は残して置きたいと思ふ。それからそういうふうな機関で一方的に調査するといふような態勢を取つて、そういうふうな結果をまとめられることについて、

○政府委員(岡崎勝男君) 選挙違反の問題は、これは政府が直接関係いたしませんで、検察庁なり国警なり、或いは地方自治体警察なり、その方面に委してあります。

○岩間正男君 伺一つここで考えて置いて頂きたいのは、教育委員会という機関、これを使つたというのであります。教育委員会がそういうふうな調査をする機関であるかどうかという問題は、これは根本的に一つ検討して見なければならぬ問題だと思ふ。教育委員会の精神からいって、そのような検察的な一休役目に任ずるところの機関であるかどうかという問題は、本委員会としては徹底的に検討して見なければならぬ。このことについては文部省の責任問題として我々は残して置きたいと思ふ。それからそういうふうな機関で一方的に調査するといふような態勢を取つて、そういうふうな結果をまとめられることについて、

○政府委員(岡崎勝男君) 選挙違反の問題は、これは政府が直接関係いたしませんで、検察庁なり国警なり、或いは地方自治体警察なり、その方面に委してあります。

○岩間正男君 伺一つここで考えて置いて頂きたいのは、教育委員会という機関、これを使つたというのであります。教育委員会がそういうふうな調査をする機関であるかどうかという問題は、これは根本的に一つ検討して見なければならぬ問題だと思ふ。教育委員会の精神からいって、そのような検察的な一休役目に任ずるところの機関であるかどうかという問題は、本委員会としては徹底的に検討して見なければならぬ。このことについては文部省の責任問題として我々は残して置きたいと思ふ。それからそういうふうな機関で一方的に調査するといふような態勢を取つて、そういうふうな結果をまとめられることについて、

○政府委員(岡崎勝男君) 選挙違反の問題は、これは政府が直接関係いたしませんで、検察庁なり国警なり、或いは地方自治体警察なり、その方面に委してあります。

は、我々はやはり異論があるというところをはつきり申し上げて置きたいと思ふ。そこで私は問題を更に進めたいのであります。本法案に対するところの連関した問題であります。なぜ私は次期国会の開会中に問題にし、更に地方公務員法案並びに教育公務員特例法の改正、こういうふうなことを問題にしなればならぬかといふ問題、この提出された法案について一ヶ月期間が延長されておる、そうして一方においては又九月の国会開会説が伝つておる、こういう連関におきまして、当面したところの第二回の教育委員の選挙に対して何らかの働きかけがあるんじゃないか。つまりここに政治的な一つの方法がこの法案の中に隠されてはいるのではないか。これは非常に大きな問題になつてはいるわけであり、これは官房長官として一体そのよるな意図があるのか、この点が非常にこの法案を審議する上において重要な点です。その点先ず伺います。

○政府委員(岡崎勝男君) この法案は国勢調査に關連して出したものであります。今おつしやるような妙な意図を内蔵してやつたものでは全然ありません。教育公務員その他の問題は別個の問題として考えられる可能性はあります。この法案に關する限りはそういう怪しげな意図を以て出されたものでは断じてないことをここで明言申し上げます。

○岩本勝藏君 官房長官並びに文部大臣に質問したいと思ふ。今の官房長官に対する岩間君のこの教育委員会法の委員の選挙を一ヶ月延ばすというこの特例法に対して、こういう提案に

対して何か別な意図があるかどうか、そういうふうなことにつきまして今御答弁がありました。私はそういうこととがなせ考えられるかといふことを詮索して見ますと、やはり前から続けられておるところの教員の今回の参議院選挙におけるところのいかにゆる選挙運動、政治活動、こういうことに対する政府の調査ということが相当誘因をなしているのではないかと考えられる。先程からいろいろ質問又御答弁を聞いて見ますと、はつきりしない点が多あります。先ず私はその点につきまして、政府から文部大臣の方に調査を依頼したそのことにつきましては、何か項目を定めてこれ／＼について調査を依頼し、こういうふうにしたか、その点の一つ。それからもう一つは、それに関連しまして、文部大臣の方でいたしましたのは、教育委員会に調査を依頼した場合に、これも又項目を定めて依頼したものであるか、その点を先ず一つ伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 今はつきり記憶にありません。或いは多少違つてはいる点があるかも知れませんが、私の記憶ではそういう項目を書いた、どれとどれというふうには依頼はしてなく、この点については文部省で分るなら何か知らして呉れ。こういうまあいやは軽い意味の調査を依頼した。こういうふうな記憶しております。

○岩本勝藏君 それでは、それに対して文部大臣の御答弁を願います。

○國務大臣(天野真直君) 政府委員を答へさせていただきます。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。私の方で照会いたしました。

○岩本勝藏君 一般的な傾向について問合せをしましたのは、一般的な傾向について問合せをいたしました。

○岩本勝藏君 一般的な傾向について問合せをいたしました。

○政府委員(關口隆克君) 一般的な傾向について問合せをいたしました。

○岩本勝藏君 それだけですか。

○政府委員(關口隆克君) はあ。

○岩本勝藏君 今の御答弁には甚だどうもはつきりしないものがあります。一般的な傾向についてというふうなことについては我々考えられぬのであります。もつと具体的に答弁をお願いいたします。

○政府委員(關口隆克君) それでは具体的に申し上げます。教育者の選挙運動についての一般的な傾向と問題となつた諸点というところであります。尙細かく申しますと、教育者の選挙運動について問題となつた事件なり、或いは確定したものがあつたならば、その件数とか、或いは概要、教育者の選挙運動についての法的な不備又は解釈上の疑義の存する点、これらに対する御意見というものがあつたらば知らせて頂きたい、こういうことをいたしたのであります。

○岩本勝藏君 今の調査事項の前の方では少くとも問題があると思ふのであります。それが、そういうふうなことを教育委員会に調査を依頼するということについては、文部大臣としては別にそれに対しては何でもないかと考えておられるかどうか、この点を伺いたい。

○國務大臣(天野真直君) 私は、要するに教育者はどういふようにされておるかということが文部省がはつきり知つてはいることが万事によいのだと考へるのです。ですから世間から非難があ

○岩本勝藏君 一般的な傾向について問合せをいたしました。

○岩本勝藏君 一般的な傾向について問合せをいたしました。

○岩本勝藏君 一般的な傾向について問合せをいたしました。

第一回調査せられ、そうして再び内容の異つた調査が行われておるといふことを聞いておるのでございますが、この点が事実であるかどうか、若し事実であれば二様の内容を同時に提示して頂きたい。かように考えます。私共も選挙は公正でなければならぬといふ考えでは全く同意見であります。併しながらこの調査の内容によつては選挙の公正を将来に亘つて阻害する虞れが非常に多分にあるので、この内容によつて提示して頂きたい、かように考えるのであります。その上で改めてこれらの問題に関する質問をいたしたいと思ひます。本日はこの資料の提出の上で質問いたしますから、それ以上の質問は留保いたします。

○委員(堀越健郎君) 答弁は要らないのですか。

○荒木正三郎君 答弁の要る問題がありません。

○政府委員(岡崎勝男君) 只今の調査の依頼は閣議の決定によるかどうかというお話ですが、これは閣議の了解を得て、決定ではありませんけれども、了解事項でございます。

○政府委員(岡崎勝男君) お答えいたします。文部省からどういふ各前で調査を依頼したか、これは地方連絡課長の名前を以て依頼いたしました。

その次に二回調査を依頼したのではないかと仰る御質問でございますが、これは第一先程読み上げましたものの一部分の言葉を直してこちらの質問の仕方がつきりしないかも知れないと思つて直して出しました。中味は違ひません。

○荒木正三郎君 それでは第一回に出されたものと、それから訂正して出されたものと両様出して頂きたいといふことを申上げて置きます。

○委員(堀越健郎君) どなたに質問ですか。

○荒木正三郎君 それは御決定をして置いて頂きたいと思ひます。できるだけ早く出して頂きたいと思ひます。

○委員(堀越健郎君) 文書でいいのですか。

○荒木正三郎君 そうです。

○委員(堀越健郎君) それでは小笠原君。

○委員外議員(小笠原三三男君) 実は我々が連合審査をお願いしたのは、これは一応尤もな話であると思つておつたのですが、官房長官は否定しておつたのですが、一部に何らかの箇に隠れた意図があるというようないことが耳に入るの、その点をさへ随明にすれば我々の職責は果せると思つてここに出席したわけでありませう。ところが先程から長官並びに大臣の答弁によりますと、公式にはこれに關してのみは何らそうした考へはないといふことをおつしやつておられますけれども、主管大臣である文部大臣は教員の政治活動に制限を加へるべきであるといふことを言明しておられる。そうすると結果として、事実として或はこの選挙の問題と絡んで、突発問題が起つて来るかも知れない可能性がここに生れて来ておるわけですね。それで先ず第一点として、私達も一般のこの公職選挙法に基いた選挙において、教員の特殊な地位を利用して選挙活動を行なつてはならないという制限規定以上に文部大臣が教員の政治活動を制限する、身分に

鑑みて制限するという意図は、一般公人として、一般の市民としての政治活動、選挙活動そのものまで制肘を加へようとする。もう少し積極的な意図であるか。公職選挙法に盛り込まれておる制限以上に積極的な意図のものであるかどうかといふことについてお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(天野真祐君) お答えいたします。私は今度の延ばすことが何か政治的な意図があるかどうかというやうなことは、私に關しては御質問しやないかも知れませんが、私は断じてそういうやうな考へは持つておりませぬ。

第二の点にお答えいたします。第二の点については、私は法律に暗いのですけれども、地方公務員の受けるやうな程度の政治的制限といふものは、致し方ないのではないかと、そういう考へ方を持つております。

○委員外議員(小笠原三三男君) その地方公務員が受ける程度の選挙活動の制限といふものの中にはどういふものですか。

○國務大臣(天野真祐君) いや、それは前から私が申しておる通りに、この政治活動といふ概念規定が非常にむずかしい。だから地方公務員といふものでも、どれだけの政治活動の制限を受けるかといふ概念規定をもつと研究して行かなければならないと思つて、文部当局でもよく研究をいたしてあります。

○委員外議員(小笠原三三男君) そうしますと、一般地方公務員が将来何らか措置せらるる程度の枠の中には教員も入るのであつて、教員に対して一般地方公務員の枠外において特殊な政治

活動の制限をするのではない。こううな解してよろしいと思ひます。お尋ねいたします。

○國務大臣(天野真祐君) お答えいたします。それでよろしいと思ひます。

○委員外議員(小笠原三三男君) そうしますと結局は、好むと好まざるにと拘わらず、地方公務員法なるものが、それらのことに關していろいろな法案を用意するであろうということが想像されるのであつて、それが意図されないにしても、この選挙の前に絡んで出て来るということになれば、やはりこれは結果としては、そうした意図を以て引き延ばしたのであるといふ一般の誤解を受けるのじやないかといふことが、我々としては心配されるのであります。従つて官房長官としても、少くともその地方公務員法なるものが、廿一月五日以前において効力を發し得るやうな地方公務員法であるのかないのか、こういう点をお答え願ひたいし、答へられないといふのであるならば、見直しをお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) 我々の方では、政府のみならず党の決定によりまして、つまり私の属しておる自由党の決定によりまして、いろいろ政策は影響されることは当然であります。従つて今見通しも申上げられないのであります。党の決定がなければ、その点もはつきりしないと考へるのであります。

○委員外議員(小笠原三三男君) では、他の関連した点は同僚諸君に譲りまして、第二の点についてお尋ねしたいと思ひます。

この提案理由の説明では、繰延べの方が有効であるやうな説明で、繰上げの御研究になつた御提案なんです。併し一ヶ月繰延べることについて、国勢調査の問題に絡んでおるので、地方の市町村が国勢調査の事務管理をするのには、幾日くらいかかる御予定であるか、都道府県がその集計を取つて、事務担当者これを完了するのはいつ頃であるか、国に取りまとめるのはいつ頃になつておるのか。政府委員の方で結構ですから、国勢調査に關する段取りの方を一通り御説明願ひたいと思ひます。調査日以降の事務手続についてお伺ひいたします。

○國務委員(香月清君) 今の国勢調査の点についてお答えいたしますが、国勢調査のやり方について詳しくことを私共は存じておりませんが、正確には申上げられませんが、大体聞いておりますところを申上げますと、市町村では余りやらないのではないかと、表を書き込みまして、それを地方事務所、県を通して中央の方へ送つて中央の方で統計をとる、そういうふうにしております。

○委員外議員(小笠原三三男君) それは本當のことですか。私も過去においては再三調査員を仰せつかつてやつたのですが、そんなことはないのですかね。もう一遍お伺ひいたします。

○政府委員(吉岡憲一君) 勿論調査表を正確に作るということは、市町村がやらなければなりません。又概数くらいは恐らく数えることは数えると思ひますが、細かいところまでやることはないと聞いております。

育関係者の期待というものは、実に大きなものがござります。而も天野文部大臣が言われるように、教育者というものが、一人の者へ文化財というものを授與するといふような極めて重大なる仕事をいたしておりますから、職種の上から特殊である、こういうことは大臣説明の通りなものです。ところが問題は、そういうふうな制限の面だけでなく、先程同僚の岩間君が言われましたように、そういう制限が行われるためには、当然その制限を許すところの前提があり得る、こういうふうにも我々は考えております。併しここで私は議論することは止めまして、とにかく教員に対してだけ政治活動を制限するといふような思付きみたいな、そういう法的措置、こういうものはこの際にするべきでもなからうし、同時にどうしてもそれが必要であるというならば、臨時国会でも何でも召集して堂々と地方公務員としての一連の法的措置の中において、これを明確に規定するのが当然であると考へます。従つて又この選挙期日を変更することも、一応国勢調査といふ統計的な日にちを狂わすといふと困る、という問題を孕んでおりますので、どこまでも我々はこれにけちをつけて反対しようとしておるのでは絶対なくて、こういうことにつきましても、思付きのようになつてあつたのではない、という一つの考へ方からして、地方行政委員会をこれを我々は問題としたわけでありまして、是非とも、是非々であり、真理を追求するに勇気である天野文部大臣は、内閣の閣僚でありますけれども、特に先程からみんなが心配しておりますように、教員だけ取上げて政治

活動を制限するといふような、そういう片ちんばな法的措置といふものが行われる場合には、断乎一つ開つて頂きたい、そして広汎な地方公務員法の立法の措置の上において、これを行はして貰いたい、ということをお願いいたして、私の発言を止め、同時にこの際聞かして頂きますならば、天野文部大臣に重ねてそれらについて御見解、御信念をお尋ねできれば有難いと存じます。

○國務大臣(天野貞祐君) 今いろいろ承つて却つて痛み入る次第であります。文教のためには十分やろうと思ひますから、そういういろいろ不公平な、フェアでないことをやろうという考へは全然持つておりませんから、どうぞ……。

○平岡市三君 もう時間も非常に過ぎておりますし、大変質問もどうかと思ひますから、この委員会ではこれだけ打切つたらどうでしょうか。

○矢嶋三義君 官房長官が見えなくなつておりますので、一つだけ、矢嶋として最後のお尋ねをして見たいと思つて文部省に調査を依頼した。文部省の方では教育委員会に先程発表されたような調査をやられた。この問題につきまして先程から官房長官並びに文部省の政府委員の方々の答弁を総合して私考へますときに、次のように私はこれをキヤッチするのですが、間違つていないかどうかお伺いしたいのです。と申しますのは、この選挙を公正にやるために、先程からフェアと云われておりますが、そうするために公職選挙法の中に、教師の地位を利用して選挙運動をしてはならないという制約

がある。これはまあ大きな制約だと思ひますが、制約がある。その制約がその通りに行われておるかどうかという点について、政府としても調査したかつたし、又文部省としてもその点並びに教育基本法の第八條の第二項の点について調査したかつたというふうには私に答弁からキヤッチしておるのですが、その角度から相違ないかどうか。

○政府委員(岡崎勝男君) 私も素人でありまして、はつきり今のお話は分りませんが、常識的に伺つたところではその通りだと思ひます。

○矢嶋三義君 でありましてもう一つ質問したいのですが、それは文部省にそういう調査を依頼して、例えば建設省とか或いは農林省とか他の省に對して調査を依頼しなかつた理由はどこにありませうか、答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) それはただ文部省が一番適當であらうと思つたからに過ぎません。

○矢嶋三義君 教員の調査は文部省が適當であつた……その質問でありまして、建設省或いは農林省に對して、例えば例を挙げたのですが……、その所屬の国家公務員、それらについての選挙運動について調査せず、ただ文部省の教職員のみについて調査を依頼したといふことを伺つておるわけでは……。

ある自由党は、教職員から推挙を受け出て来た議員といふものは、出て来た人間でないのが過つて出て来たのだ、だからこれを調査して何とかしよう、こういうふうな教職員から推挙を受けて入つて来た議員の資格というものを否定するやうな侮蔑的な意図があり、將來において、それを法的に解決しようといふやうな何か潜在的な意図があるように私にはとれるのです。○政府委員(岡崎勝男君) その点は先程文部大臣もお答えしました通り、事実が判明すればそういう非難は根拠のないことだといつて反駁することもありませんし、或いは事実が逆に、その逆のこともありましようが、必ずしも制限するといふ前提の下に調査を依頼したわけではありませぬ。ですから反駁材料としても必要な場合が十分あると考へております。

○矢嶋三義君 官房長官への質問はそれで終ります。文部省の政府委員の方の一つお尋ねするのですが、先程から文部大臣の答弁から考へるといふと、どうも一点政府委員の答弁の中に、どうも分らない点がある。それは法的不備といふことをあの調査の中に入れてあるのですが、法的不備といふのはどういふことを予想して法的不備といふ言葉を入られたのか、その点併せて答弁願ひたい。

○政府委員(岡崎勝男君) それは教育公務員の政治活動といふことが特に大きく取上げられて我々の耳にも入つたからであります。

○矢嶋三義君 そうしますとどうも不快な感じがするのですが、朝からの応答を聞いておつて、政府並びに與党で

ではないか、そういう議論はまま聞かなくてございまして、こういう点について異議があるならば、不備だと思ひたいといふことであります。我々の方は御存じの通り極めて事務的に課長名を以て問合せをしております。どうぞそういうふうな御了承願ひます。

○矢嶋三義君 その点は法の解釈上の疑義といふところに入つておるのじやないかと思ふ。その通條の中に……、この法的不備といふもの意図がどうもはつきりしない。而もその法的不備の調査をさつき岩間委員からも言われましたように、單なる一部部である教育委員のみの法的不備の回答を求めたといふことは、そこに何らかの意図があるのではないかと考へるに考へられるのですが……。

○政府委員(岡崎勝男君) 今の法的不備といふ問題でございまして、法的不備或いは解釈上の疑義の存するところといふ行き方をしております。でございまして今お話の通り、これは解釈上の問題だと言つてしまえばさうでございませうが、併し尙表現の方法をもう少し適切にする方がいい。そういう見方からすれば法的不備も成立つてはならないか。法的不備又はといつて全然別個なことは解釈しておらなかつた。関連した問題として解釈しておりましたので、さういふふうな御了承願ひたい。

○岩間正男君 官房長官と文相に質疑いたした支点は、今から私が申上げることにはむしろ多いと思つておりますが、簡単に時間がありませんから要点だけかいつまんで申上げます。

この提案理由の説明を見まして、私

達は非常に不思議に感ずることは、期日を一ヶ月引上げる問題についていろいろ親切に理由を挙げています。併し、引延ばしたことにについては何らの故障もないように言われている。併し果して政府は十一月五日というのが全国的に見て、丁度農家の收穫期に当り非常にこれは投票する立場から見ますというのと、非常に不利な期日である。そこで恐らくこの事務を担当する官僚の立場からだけ考えて、官僚のいろいろな準備の都合から見ても、どうも国勢調査とぶつかると工合が悪い。それから又二ヶ月前の八月には何々の局部的な選挙があるのでこれもいけない。こういう理由だけ挙げておられますが、選挙する人民の側からの見たところの便宜については、御検討をなされておるかどうか。この点について検討されて引延ばされたのであるかどうか、この点伺いたい。

から国勢調査員が事前運動員として事前運動するような点が起るとまじい、こういうようなお話でありますけれども、これはそういうことはあり得ない、こういうふうな考えられるのでありまして、今の点から言くと、官房長官の挙げられた理由は非常に私は微弱だと考えます。どうも理由として我々判断することに苦しむ。国勢調査を一方をやつて、教育委員の選挙はなせやれない。これは小笠原君もさつき言いましたけれども、一ヶ月前にあの五、六種の違つた選挙が連続行われた、あれから考えればもの数ではないと考えるのでありますけれども、その点も一度これは伺つて置きたい。

○政府委員(岡崎勝男) 我々も選挙につきましては、いろいろ経験があるんであります。そういう点は無論考慮に入れました。入れましたが、この重要な教育委員の選挙であれば、多少の繁忙は何とか考えて、投票には別段差支ないであろうという見解と、それからどうしても事務的に考えて繰上げるとは延ばした方が工合がいいというような点を考慮しましてやつたわけでありまして。

○岩間正男君 今官房長官の挙げられたような理由から言いますと、国勢調査と教育委員の選挙はダブつたにしても同じようなことが言えるのだと思ひます。理由から言いますとね、これは非常に官僚の方ではいろいろな準備をするために手続が面倒だ、それ

から国勢調査員が事前運動員として事前運動するような点が起るとまじい、こういうようなお話でありますけれども、これはそういうことはあり得ない、こういうふうな考えられるのでありまして、今の点から言くと、官房長官の挙げられた理由は非常に私は微弱だと考えます。どうも理由として我々判断することに苦しむ。国勢調査を一方をやつて、教育委員の選挙はなせやれない。これは小笠原君もさつき言いましたけれども、一ヶ月前にあの五、六種の違つた選挙が連続行われた、あれから考えればもの数ではないと考えるのでありますけれども、その点も一度これは伺つて置きたい。

次に天野文相にお伺いしたいのであります。これはこの法案と直接の関連のある問題ではないのであります。が、この前の教育委員の選挙におきまして第三国会かと思ひますけれども、新らしく教育委員会法が立法されたわけですから、そしてそれが相当大幅の修正を見まして両院を通過した。ところがその実施状況を見ますと、この法案通り教育委員会法が必ずしも実施されないところの事態が起つておる。当時我々はこのことに対して文部省の注意を喚起したのでありますけれども、執行機関としての文部省はこの法案に忠実な態度を貫くことができない事情が起つております。これは抽象的ではお分

りにならないと思つたので、具体的に申上げますが、この教育委員に現職教員が立候補するということは何ら差支ないというところが修正されたわけでありまして。そしてそれが通過した。ところが実際にいまおきましては各地方において、こういうふうな現職教員は立候補しては罷りならぬ。或いは立候補した方がそういうふうな要請によつて止めたという事態が、瀬々と起つたのであります。こういうことは当時関係方面のOKも受けて我々は修正をしたのであります。その立法府の権威というものが守られないで、執行面においてこれが阻害されたということが起つたのであります。これは私は甚だ遺憾なことだと思つて、無論教員の現職立候補の問題は今度の公職選挙法におきまして変更されおられますから、その技術的のことだけを言うのではありませぬ。教育委員の選挙法に感られておる精神を執行機関として忠実に貫く決意を持つておられるか、この点を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(山口隆克君) 今の御質問の最初の部分につきましては、大臣が御就任前のことでありまして、私の方から代つてお答え申し上げます。教育委員の候補者としてどういふ人が望ましいかということがいろいろ問題になつておると思つたのであります。この点につきましては、この制度の多年の経験のある国々の御指導があつたというふうな私共は承知しております。その御指導の内容からいいますと、どういふ方が教育委員として最も適当であるかという指導があつたと思ひますが、公平でなくてはならない。それから教育に対して非常な熱意を持つた人でなければならぬ。

らぬ。市民全体の信望を集め得る人々でなければならぬというふうなお話があつたように思ひます。それは地方によつて違つたように思ひますが、経験によると教育委員はいわゆる一般市民の代表であつて、特定の職業なり身分なりの人の代表というふうには解しない方がいい。それを尚具体的にいいますと、仮に学校の先生或いは校長先生というふうな方がそれを代表するような考えで出られるというふうなことは、先輩の国々では常識上考えておらん。その代り教育長には是非専門の知識の深い経験のある方に於て頂き、教育委員の方は市民代表の立場において開選して頂くのが望ましい。これは昔からの経験上そういうことがいいことであるという御指導があつたと聞いております。それは地方によつて違つておつたように聞いております。前段の御質問に対して簡単でございますが、御答弁申し上げます。

○國務大臣(天野貞祐君) 今政府委員からお答えしたようなわけで、それまたしかに常識として考えられると思ひます。教育委員というものは報酬も何も貰わないというのが普通だとすると、我々教師をしておる者がそれに出ると、報酬も何も貰わんでやるということとは、これは普通ではできないことだから、そういう考えも私は一理あると思ひますけれども、私自身はどこまでも教員の諸君が教員を辞めて一個の市民として出られるというならば、それを止める権利もなければ止めようという考えもございません。

○岩間正男君 どうも私の質問の御趣旨が御了解にならないのじやないかと思ひます。私は先の山口政府委員の御

答弁はまるでの外れじやないかと私は思ひます。そうじやない、我々は現職教員の立候補の問題については原案にはなかつたわけですが、併し当委員会におきまして、多数の意見を以てしまして、これは關係方面のOKをとつて現職教員可なりということにつきまして法案は通過したのであります。その限りにおきましてはこの法の権威というものを守られなければならないわけですね。然るにその法案通り立候補したところの現職教員の諸君が実際にいろいろの干渉を受けたり、要請があつたりしまして、間際になつてから止めたたり、そういう事態が非常に多く起つておる。こういうことが文部省は調査の必要があると思つたのであります。文部省では一体調査されていられるのですか。或いはされてないのだらうと思つて。こういうものは煩雜りされないでびし／＼調査されて貰いたい。日本の国会の権威に関する問題である。実に私はそのことを言つておる。国会の自主性にも関する問題なんだ。国会がOKを貰つて通過した法案が守られないで、出先の關係方面とか、そういうことによつて、それが歪められるというところは非常に大きな問題だらうと私は考へます。そういう点から考えて国会によつて立法されましてその立案を飽くまでも守るところの決意を文相は執行機関として持つておられるかどうか。この点を私は伺ひたいと思つたのであります。ですから今の現職教員の問題は過ぎたことであるからもうこのことについては私は何として私は挙げたに過ぎないのであります。今後又第二回目の教育委員の

す。理由はこの国勢調査及び今問題になつておる教育委員の選挙は、共に重要なものであると信じます。この二つの重要な選挙が接近して行われるという事は、両者の運営の上に正確を欠き、又迅速を失ひしやしないかという多分の憂慮があるので、この二つの調査なり選挙が正確に行われ、又迅速に行われるということが、今日の日本にとつて非常に必要なことであると信じています。この際止むを得ずこの法案に賛成をすることが適當であると信じました。我々はこの提案に賛成するものであります。

○谷口彌三郎君 私は国民民主党を代表いたしました。この法案に賛成するものであります。そのお話のように、教育委員会並びに国勢調査、共に極めて重要なものでございまして、殊に国勢調査は、現在世界各国の文明国においては、全部すでに国勢調査なるものを行つておられます。しておるのでございまして、そのかかる重大な国勢調査と、今回は不幸にも極めて接近したという事は、どうしてもこれをその期間を分離する必要があるものでございまして、本案を賛成するものでございします。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、本案に不賛成の意を表するものであります。その理由としましては、先程の午前中の質問の中にもいろいろ出たのでございまして、大体要約して次の二、三点を挙げたいと思つております。先ず法は厳正なる実施が非常に望ましいと思つて、教育委員会法が一年々制定せられましてから、いろいろな訂正がなされました。又この法案の実施面におきまして、午前中も文

部大臣に質問したのでございまして、私も、必ずしもこれが我が国会の權威を高めるといふような方向においては、実施されていなかつた面があるものであります。然るにこの度国勢調査と云ふことを最大の理由としまして、この法案に定められておりますところの選挙期日を一月延期するといふようなことが言われておるのであります。が、成る程国勢調査そのものも重要かと思つてありますけれども、併し今までの政府のやり来たつたところから見まして、こういうような重複は、それ程これは実行面において故障を生ずべきものと考えられない。従つて政府の挙げておられますところの理由は極めて薄弱なものと言わなければならぬのであります。こういうような立場から、法案がしよつちゆる変更されるという事は望ましくない状態なのであります。これは同時に教育委員会法の權威そのものに反する。この法案そのものの權威に反するだけでなくて、実はこの法案の実施によつてできる教育委員会の權威そのものも深い連関があるのでございします。御承知のように、今日の教育委員会がどのような一休日本の現状におきまして役割を果しておるかということ、これは日本人民諸君の知つておるところである。果してこれが急速に日本の教育振興のために最大限の自主性と、それから責任を以て行われたいかどうかという点については、十分にこれは検討せなければならぬところの現実であるのであります。これは法の厳正実施と非常に深い連関があるといふことを私は指摘せざるを得ないのでございします。このような点からしまして、これ

は私は根拠が薄弱であり、便宜的なものによつて、法案の一つの權威といふものが左右されることにつきまして、根本的に先ず反対せざるを得ないのであります。

次の問題になりますのは、この法案と連関しまして、教員の政治活動の制限問題でございます。これは過般いろいろ巷間に噂されておるのでございまして、参議院選挙が終つた後におきまして、教員の政治活動はこれは非常に行過ぎじやないかと、それからこれに對するところの政府側の調査、更に文部省側の調査、こういうものによつて教員の政治活動そのものが非常に圧力を加えられておるといふような情勢下にあるのであります。このこととこの本法の延期という選挙日の延期といふものは、全然無関係とは考えることができないのであります。来るべき教育委員会選挙に當りまして、先ず一方において教員の政治活動の制限をなした後に、このような教育委員会の選挙が行われる危険性も十分に考えられるのであります。然るに現状から見まして、このような教員のこの教育委員会に對する参加というものは、現状の教育委員会の運営から見ますとき、非常に必要な面があるんじゃないか。つまり教育の実態を、教育委員会の実態を見ますときに、教員からこのような参加がなされておられ、そして教育界の意見が非常に反映されておることとは、何と申しまして、現場における職員諸君が一番深い関心を持つておられる。こういう点から、日本の教育を憂えるといふこの気持が非常にこういう選挙を通じて浸透する。こういうことが現実的には必要だといふやうに

はつきり考えられるのであります。ところが現状におきまして、非常に生活的に恵まれない、待遇の面においても恵まれないところの教員の生活はそのままにされておられて、教員の政治活動だけが制限されるという形で、そのいろいろな制限を對するところの感情或いは要求はいはる／＼なこの教育に對する希望条件といふものが、本當に一つの政治の形を通じて表現される途が大きく制約される点は、これは日本の教育の今後の発展のために私は非常に憂うべき問題と考へます。こういう意味からしましてこの法案で一方において延期し、そして事前において若し教員の政治活動を制約するといふやうな方向を取られて、教育委員会の選挙が行われるという場合におきましては、形式的にはいろいろな議論もあるでございまして、けれどもやはり日本教育の現行状態から考へまして私は望ましくない状態が招来されるということを考へるのであります。こういう観念におきまして私はこの法案そのものが先程の官房長官の説明によつてはそういう意図はないんだといふことが繰返されて話されたやうでありますけれども、併し一方におきましては現在のいろいろな動向から考へまして、我々は先程挙げました非常に根柢の薄弱なところの法の改正を今の段階において急速になすべき必要のないものである。こういう段階からして私は反対の意を表明するものであります。

○本村守江君 私は自由党を代表いたしました。政府の原案に賛成するものであります。

知のごとく教育は国家再建の根柢をなす最も重要なものであると考へるのであります。これが主幹をなすところの教育委員会の委員の選挙こそは最も適正なる條件下において施行されるべきものであると考へまして、海軍調査委員会の委員の選挙並びに国勢調査の混乱と離れまして十一月十日を以て施行されまことは最も適當であると考へる次第であります。

○矢崎三郎君 私は本案に反対するものであります。理由を申し上げます。特例といふやうなものは相當の強力な理由がなければ設けられないことに限ると思つて。未端ではいろいろ「ごちや」と法律が次々に出て来て、全く事務処理に惑乱されておるのが実情であります。そういう角度からこの提案理由を眺めますときに任期二年で選ばれた委員に一年間その権限を延長し、更に委員会法の第八條の任期が四年となつておるのをこれを三年十一月に縮める、そうする特例法を出してまですで十月の選挙期日を選挙期の十一月まで持ち込むという理由といふものは私は薄弱だと判定するものであります。特にもう一つの理由としましては、この教育委員会法が制定されて早々のうちに、委員会法の精神といふものが徹底しないうちに委員会の選挙がありまして、皆様方御承知の通り、この委員会の構成が、法の趣旨が徹底していかつたために十分なものになつていない。そのために各府県では教育委員会の運営その他について随分と支障があるわけでありまして、府県によりましては一日も早く改選をして、本當に委員会法の趣旨の徹底した、今日最も適材を得て委員会の運営をよりよくし

知のごとく教育は国家再建の根柢をなす最も重要なものであると考へるのであります。これが主幹をなすところの教育委員会の委員の選挙こそは最も適正なる條件下において施行されるべきものであると考へまして、海軍調査委員会の委員の選挙並びに国勢調査の混乱と離れまして十一月十日を以て施行されまことは最も適當であると考へる次第であります。

知のごとく教育は国家再建の根柢をなす最も重要なものであると考へるのであります。これが主幹をなすところの教育委員会の委員の選挙こそは最も適正なる條件下において施行されるべきものであると考へまして、海軍調査委員会の委員の選挙並びに国勢調査の混乱と離れまして十一月十日を以て施行されまことは最も適當であると考へる次第であります。

たいという声は澎湃としてあるわけでありませう。そういう国民の希望に副う意味から申しましても僅か一ヶ月と雖も特例法などを設けて混乱を起し、理由が薄弱でありますよりは理行法でびしやりとやつた方が私は適当だと考えまして、この提案に反対するものであります。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言はございませんか。御意見も盡きたようでありませうが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案、これを議題といたします。本法律案を可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(堀越儀郎君) 多数でございます。よつて昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決された方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

- 木内キヤウ 工藤 鐵男
- 長島 銀藏 平岡 市三
- 川村 松助 木村 守江
- 梅原 眞隆 高良 とみ
- 鈴木文四郎 山本 勇造
- 谷口彌三郎

○委員長(堀越儀郎君) 向本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容の説明並びに本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしたしまして、御承認をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれにて散会いたします。午後三時十七分散会
出席者は左の通り。

- 委員 堀越 儀郎君
理事 成瀬 輔治君
若木 勝藏君
木内キヤウ君

委員外議員

- 小笠原三三男君
- 相馬 助治君

國務大臣

- 文部大臣 天野 貞祐君
- 内閣官房長官 岡崎 勝男君
- 全国選挙管理 吉岡 惠一君
- 委員会事務局長 水谷 昇君
- 文部事務次官 森田 孝君
- 文部省大臣官 房総務課長 関口 隆克君
- 普及局長

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、新制大学農学部に総合農学科設置の請願(第六八号)

一、標準教育費法制定等に関する請願(第一〇四号)

一、宮崎県川南村開拓者の欠食児童救済に関する請願(第一五八号)

第六八号

昭和二十五年七月十三日受理
新制大学農学部に総合農学科設置の請願
請願者 北海道河西郡川西村帯広畜産大学内 宮脇富 外十名

紹介議員 左藤 義詮君
わが国の経済復興のためには、職業教育なかでも農業教育の振興は最も重要であるが、指導者にその人を得ることが困難であるから、帯広畜産大学ほか十大学に農業高等学校の教員を養成する総合農学科を設置されたいとの請願。

第一〇四号

昭和二十五年七月十三日受理
標準教育費法制定等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡岬村 八尋一三外二十五名

紹介議員 小松 正雄君

地方教育財政の自主性を確保し、就学の機会均等を保障するため、義務教育費の最低水準を確保する標準教育費法をすみやかに制定せられ、同時に六・三制校舎の整備を図られたいとの請願。

第一五八号

昭和二十五年七月十四日受理

宮崎県川南村開拓者の欠食児童救済に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南村長 岩切秋雄外二名

紹介議員 竹下 豊次君 三輪 貞治君

宮崎県川南村は、戦後三千町歩の旧軍用地が開放され、開拓入植者は現在までに戦時中の村人口とほぼ同数程度の八千五百余名に上り、学童数も戦時中の約二倍に当る四千二百名に上る全国まれな大開拓村であるが、水利に恵れず農業経営は非常に困難である上に当村の特殊事情と相まつて、村民の食生活はいよいよ困難となり、欠食児童も続出して数百名を算しているが、これら欠食児童の救済保護対策の完べきを期するため相当額の国庫補助をせられたいとの請願。

昭和二十五年八月二日印刷

昭和二十五年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所